

一般社団法人 長崎青年会議所  
会員資格規則

第 1 章 総 則

第1条 定款第7条「会員の資格」、第8条「入会」、第10条「会員資格の喪失」、第11条「休会および復会」、第12条「退会」および第13条「除名」に関する規則を定める。

第2条 本規則の制定及び変更は、総会において行なわなければならない。

第 2 章 入 会

第3条 (推薦者およびその資格)

本会議所の正会員として入会を希望するもの(以下「入会希望者」という)に対して推薦者となる正会員(以下「推薦者」という)は2名を必要とする。ただし、休会員は推薦者にならないものとする。

第4条 (入会希望者の資格)

入会希望者は次の条件を備えていなければならない。

- (1) 定款第7条に定める資格を有する者
- (2) 正会員として卒業まで24ヵ月以上ある者
- (3) 正常な事業に従事している者
- (4) 健全な社会人としての良識と教養を有する者
- (5) 本会議所の諸行事に参加する意志と能力を有する者
- (6) 会費その他の負担金を納入する意志と能力を有する者
- (7) 他の青年会議所に所属していない者
- (8) 入会希望者が企業の責任者でない場合は、上司の承諾を得ていること

第5条 (入会希望者の手続き)

推薦者は、所定の入会希望調書および推薦書を事務局に提出する。なお、入会希望調書には、入会希望者の写真3枚を添付する。

第6条 (入会希望者の審査)

担当委員会は、本規則第5条の入会希望調書および推薦書を受理した時は、下記について入会希望者および推薦者の資格を審査しなければならない。

- (1) 推薦者が本規則第3条に定める資格を有すること
  - (2) 入会希望者が本規則第4条に定める資格を有すること
  - (3) 過去に他青年会議所の会員であった事実の有無
  - (4) 過去に他青年会議所に入会を拒否された事実の有無
  - (5) 他の団体への加入および役員経験の有無
- 2 担当委員会は、推薦者および入会希望者を委員会に招き、推薦理由および本会議所入会についての資格並びに品行について詳しく聴取しなければならない。

**第7条** (仮入会許可の決定)

担当委員会は審査の結果を検討し、仮入会に関する可否を内定する。

- 2 担当委員会は、入会希望者一覧表に審査意見書を添えて理事会に上申する。
- 3 理事会は、出席理事の3分の2以上の賛成によって仮入会の許可を決定する。(以下「仮入会員」という)
- 4 理事会は、仮入会を決定後、その旨を担当委員会に通知するとともに、専務理事を通じて推薦者および入会希望者に通知する。
- 5 理事会は仮入会許可の決定に当り、特別の理由があればその旨を明示し、担当委員会に再審査させることができる。

**第8条** (仮入会)

仮入会の期間は3ヵ月とする。

- 2 仮入会員は、その期間中は下記の事項を履行する。
  - (1) 例会(含総会)3回以上を含む担当委員会が定める諸事業と会合に60%以上出席しなければならない。
  - (2) 仮入会期間中の諸費に充当する定められた会費を滞りなく、一括納入しなければならない。
  - (3) 上記の事項を期間中に満たした者に限り、正会員となる資格を与える。
  - (4) 転勤等による他の青年会議所からの入会希望者に対しては、仮入会期間を免除することができる。

**第9条** (資格の取得および入会手続)

担当委員会および担当室長は、仮入会員がその期間中に正会員になるべき条件を満たしたか否かを出席カード等に基づき審査し、理事会に上申する。

- 2 理事会は、担当委員会および担当室長からの上申に従って、出席理事の3分の2以上の賛成をもって正式入会を決定する。
- 3 総務委員会は、正式に入会を認められた仮入会員(以下「新入会員」という)並びに推薦者に対して、入会許可の通知をしなければならない。
- 4 新入会員は、入会申込書並びに入会誓約書を前項の通知を受けてから1ヵ月以内に提出しなければならない。
- 5 新入会員が企業の責任者ではなく従業員である場合は、前項の入会申込書に上司の入会承諾書を添付しなければならない。
- 6 新入会員は、入会金および所定の会費を第3項の通知を受けてから1ヵ月以内に納入しなければならない。
- 7 専務理事は、前4、5、6項を確認した時は、担当委員会および総務委員会に報告する。
- 8 前4、5、6項に違反した新入会員は自動的に入会許可が取り消される。

**第10条** (推薦者の義務)

推薦者は、新入会員に対して2ヵ年下記の責任を負う。ただし、責任期間が過ぎても協力すること。

- (1) 新会員の各種会合への出席率60%以上の保証
- (2) 権利義務の遂行および品行

2 立替えの義務 推薦者は、新入会員が会費等の納入期限を過ぎても支払わない場合は、期限後1ヵ月以内に立替えなければならない。

3 特別会員および推薦資格のない正会員が推薦する場合は、推薦者と連帯して前1、2項の責任を負わなければならない。

**第11条 (再入会)**

正当な理由により退会願いを提出し、正式に退会した後、再び入会を希望する場合の手続きは以下の通りとする。

- (1) 推薦者は、本規則第3条の定めるところによる。
- (2) 担当委員会における審査は、下記の通りとする。
  - ① 退会した時の理由
  - ② 再入会を希望する理由。ただし、この場合は、本規則第4条第2号を適用しない。
  - ③ 正会員時の活動状況
- (3) 本規則第8条の仮入会に関する規則は免除する。
- (4) 入会の決定は、本規則第9条第2項の定めるところによる。
- (5) 資格の取得および入会の手続きは、本規則第9条第3項ないし第8項を準用する。

**第12条 (移籍入会)**

すでに他の青年会議所の正会員で、本会議所に移籍により入会申込みをした者は入会申込書に所属青年会議所理事長による申込者本人の出席活動状況等を、具体的に記入した推薦書が添付されていることを要する。入会の手続きは、本規則第11条の第1項並びに第3項ないし第5項を準用する。

**第 3 章 休会および復会**

**第13条 (休 会)**

病気その他やむを得ない事情のため休会を希望する会員は、休会願いを理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。(以下「休会員」という)

2 休会期間が1年以上におよぶ場合は会員資格を喪失する。ただし、理事会がその必要を認めた場合はこの限りではない。

**第14条 (復 会)**

休会中の会員が復会する場合は、復会願いを理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

**第 4 章 退会および除名**

**第15条 (退 会)**

会員は、定款第12条に基づき退会することができる。

**第16条 (会費納入義務違反による会員資格の喪失)**

定款第9条に基づく会費納入義務に違反した会員に対し、定款第10条及び会費規則第7条に基づき、会員資格喪失の警告を行う。

2 その後、定められた期限までに会費を納入しない会員は、定款第10条に基づき、その資格を失う。

**第17条** (出席義務違反による会員資格の喪失)

専務理事は例会に連続して3回以上出席していない会員名を理事会に報告し、直ちに文書にて出席の催促を行う。

- 2 前項の催促を受けてもなお、さらに連続して例会に2回以上出席しない会員に対しては、定款第10条に基づく会員資格喪失の警告を内容証明郵便にて送付する。
- 3 会員資格喪失警告書送付後開催される例会になお連続して2回出席のない会員は、定款第10条に基づき、その資格を失う。
- 4 本条第2項の警告を通算3回受けた会員は、定款第10条に基づき、その資格を失う。

**第18条** (出欠状況の報告)

担当委員会は、年2回以上、会員の例会、総会、委員会および各種会合における出欠状況を理事会に報告しなければならない。

**第19条** (除名)

定款第13条に基づき会員を除名しようとするときは、理事会に該会員の推薦者の出席を求めることができる。

**第20条** (正会員の重複入会の禁止)

理事会は、他の青年会議所の正会員を兼ねている正会員に対しては、事情を調査の上退会を勧告することができる。

第 5 章 特 別 会 員

**第21条** (特別会員)

満40才に達した正会員は、その年の12月31日をもって正会員の資格を失う。

- 2 前項により正会員の資格を失った者は、定款第8条に基づき、特別会員の資格を取得する。
- 3 特別会員は終身会員とする。

**第22条** (特別会員の会費)

特別会員は、所定の会費を納入しなければならない。

**第23条** (特別会員の権利)

特別会員は、本会議所の理事会および合同会議以外の各種会合に参加できる。ただし、一切の議決権、選挙権および被選挙権は有しない。

第 6 章 名 誉 会 員

**第24条** (名誉会員)

本会議所に功勞のある者又は適当と認められる者は、定款第8条に基づき理事会の議決により名誉会員となることができる。

- 2 名誉会員の会員資格は当該年度のみとする。ただし、再任および終身制を妨げない。

**第25条** (名誉会員の会費)

名誉会員は会費納入義務はない。

**第26条** (名誉会員の権利)

名誉会員は、本会議所の理事会および合同会議以外の各種会合に参加できる。ただし、一切の議決権、選挙権および被選挙権は有しない。

**第 7 章 賛 助 会 員**

**第27条** (賛助会員)

本会議所の趣旨に賛成し、本会議所の事業の発展を助長せんとする個人又は団体は、定款第8条に基づき入会申込書を理事長に提出し、理事会の議決により賛助会員となることができる。

2 賛助会員の会員資格は1ヵ年とする。ただし、継続を妨げない。

**第28条** (賛助会員の会費)

賛助会員は、所定の会費を納入しなければならない。

**第29条** (賛助会員の権利)

賛助会員は、本会議所の理事会および合同会議以外の各種会合に参加できる。ただし、一切の議決権、選挙権および被選挙権は有しない。

**附 則**

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。